

『やさしい法律シリーズ 民法の解説 — 相続法 — 』

をご購入の読者のみなさまへ

日頃より弊社書籍をご愛読いただき、ありがとうございます。

平成 25 年 12 月 5 日、民法の一部が改正され、非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子）の相続割合が嫡出子の相続割合と同じになりました。

この改正に伴い、弊社刊行書籍『やさしい法律シリーズ 民法の解説 - 相続法 - 初版第 1 刷』につきまして、該当部分の訂正が必要となり、差し替え資料をご用意いたしました。

また、本改正に関する動画解説もご用意しておりますので、理解を深めるためにもぜひご覧ください。

差し替え資料のダウンロードおよび動画解説の視聴につきましては、下記の URL よりご利用ください。

《URL》 http://www.net-school.co.jp/support/horitsu_t2.html

今後とも弊社書籍をご愛読いただけますようお願い申し上げます。

平成 26 年 5 月
ネットスクール株式会社

Aの兄と姉であるG・Hが妻Bとともに相続人となります。

それぞれの相続人についてももう少し詳しい説明をしましょう。

(1) 配偶者

配偶者は常に相続人となります。夫が死亡すれば妻が、逆に妻が死亡すれば夫がそれぞれ相続人となります。ほかに血族相続人がいる場合にはそれらの者と共同相続になります。

配偶者といっても内縁配偶者は含まれません。相続できるのは被相続人が死亡した時点において法律上の婚姻関係にあった配偶者、すなわち婚姻届を出していた配偶者に限られます。男女が婚姻意思を有し、同居し、社会的に夫婦同然の生活を送っていても、婚姻届を出していなければ、わが国では法律上は夫婦とはみなされない(739条1項)、その一方が死亡しても他方は相続人になれません。ただし、死亡した内縁配偶者に相続人がいない場合には、他方の内縁配偶者は特別縁故者として相続財産の分与を申し立てることができます(958条の3)。また内縁夫婦がアパートを借りて住んでいた場合に、賃借人である内縁配偶者が相続人なくして死亡したときは、他方の内縁配偶者が建物賃借権を承継することになっています(借地借家法36条)。

(2) 子

子は、被相続人である親と法律上の親子関係があれば、男・女、実子・養子ちやくしゆつ、嫡出子し・非嫡出子の区別なく、親の相続人になります。子が複数いる場合は、同順位の共同相続人となります。

結婚により親子関係が切れるわけではないので、子の結婚後に親が死亡した場合でも、子は相続することができます。世の中には、結婚したときに夫の姓を夫婦の氏として自分の姓を変えた女性は、親が死亡し

ても相続人になれない、と考えている人が今日でもいますが、これはまったくの誤解です。結婚による氏の変動及び戸籍の異動は子の相続人たる地位に何も影響を与えません。

普通養子の場合には、養親との間に親子関係が発生するのはもちろんですが、養子になっても実親との親子関係は切れないので、普通養子は、養親が死亡した場合にも、実親が死亡した場合にも、それぞれの相続人となります。これに対し、特別養子の場合には、実親との法律上の親子関係がなくなってしまうので(817条の9本文)、実親が死亡しても相続することはできません。

子の中に嫡出子と非嫡出子がいる場合、両者は同順位の相続人であり、法定相続分も同等です(33頁解説参照)。

(3) 直系尊属

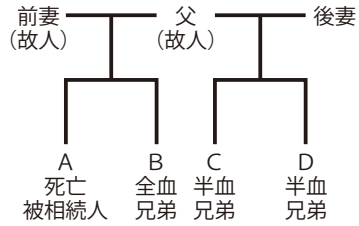
子が死亡した場合、その子に子がいなければ、直系尊属が相続人となります。父母も祖父母も生きている場合は、親等の近い父母が相続人となり、祖父母は相続人になれません。孫が死亡した場合に、父母がいなければ、祖父母が相続人となります。

すでに述べたように、普通養子の場合には実親との親子関係が切れないので、普通養子が死亡した場合には、実親と養親がともに相続人となるのに対し、特別養子の場合には実親との親子関係が切れてしまうので、特別養子が死亡した場合には、養親だけが相続人となります。

(4) 兄弟姉妹

兄弟姉妹が数人いるときは、全員が同順位で共同相続します。ただし、兄弟の1人が死亡した場合に、その者と父又は母の一方のみを同じくするに過ぎない兄弟—これを**半血兄弟**といいます—の法定相続分は、父母双方を同じくする兄弟—これを**全血兄弟**といいます—の法定相続分の半分です

(900条4号ただし書)。たとえば右の図において、AからみてBは父母を同じくする全血兄弟であり、C・Dは父だけが同じ半血兄弟なので、Aが死亡して、Aにも直系尊属もいなかったら、B・C・Dが相続人となりますが、C・Dの法定相続分はBの半分です。



資料2 胎児の相続能力

相続人は相続により被相続人の財産に属した権利義務を承継するので、相続開始の時点において権利義務の主体となりうる能力、すなわち権利能力を有していなければなりません。我々人間はこの権利能力を出生と同時に取得します(3条1項)。したがって、この原則によれば被相続人が死亡した時点において胎児であった者は相続することができないことになってしまいます。しかし、生まれてくるのが確実な胎児を除外して相続人を決めることは我々の法感情に著しく反する結果となります。極端な話ですが、父親が死亡した1秒後に生まれた子は相続人となれないが、その1秒前に生まれた子は相続することができる、と解することは胎児にとってあまりにも酷なことであり、合理的な区別とはいえません。

そこで民法は相続については権利能力の例外を認め、胎児は相続についてはすでに生まれたものとみなすとしました(886条1項)。もちろん実際に相続するためには胎児が生きて生まれてくる必要があります。死産、すなわち胎児が死体で生まれたときは、すでに生まれたものとみなすとの例外は適用されず、胎児はいなかったものとして相続人が決められます(同条2項)。

このように胎児が生きて生まれるか、それとも死んで生まれるかにより、相続人及

び相続分が異なるので、相続に関しては胎児はすでに生まれたものとみなすとしても、胎児である間に相続に関する権利を行使することができるのか否かについては見解が分かれています。判例は、生きて生まれることによって生じた権利能力が、相続に関しては相続開始の時点にさかのぼって生じるに過ぎないから、胎児である間は権利を取得することはできず、したがって、その代理人が本人である胎児のために相続に関する権利を行使するという考えられないと解しています。これに対し、学説中には、胎児に相続能力が認められているのであるから、胎児は母を法定代理人として遺産分割などの相続に関する権利を行使することができ、死んで生まれてきたと



第2節 相続分

【法定相続分】

第900条

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
- 2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
- 3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。
- 4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、^{あいひと}相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

用語

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹・父母の双方を同じくする兄弟姉妹

たとえば、AがBと結婚し、CとDが生まれた後に離婚し、その後、AがEと再婚し、Fが生まれたとします。この場合、Cからみて、Dは父母ABを同じくする兄弟姉妹に、Fは父母の一方Aのみを同じくする兄弟姉妹にあたります。

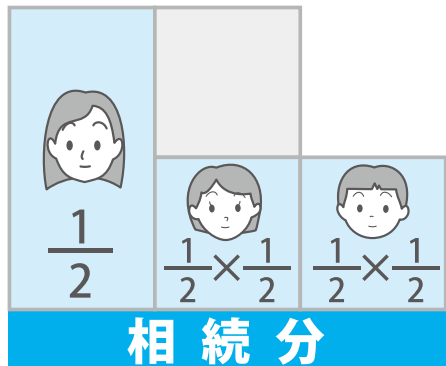
資料 法定相続分

共同相続の場合において、各相続人が相続しうる相続財産の割合を**相続分**といいます。相続財産全額に相続分を乗じて算出される具体的な相続額を相続分ということもあります（たとえば903条参照）。

被相続人は遺言で相続分を指定することができます（902条）。これを**指定相続分**といいます。相続分の指定がない場合には、民法の定めによって相続分が決まります（900条）。これを**法定相続分**といいます。わが国では、被相続人が遺言で相続分を指定することは少なく、ほとんどの相続が法定相続分によって行われています。

以下において、相続人の種類ごとに法定

相続分を示し、具体的な相続額を計算してみましょう。

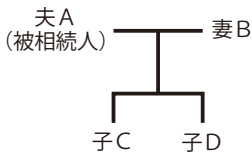


(1) 子と配偶者が相続人である場合

相続分は、子が2分の1、配偶者が2分の1です(900条1号)。子が数人いるときは、2分の1を頭数で均等に分けます(同条4号本文)。なお、民法旧900条4号ただし書きでは、嫡出でない子(非嫡出子)の相続分は、嫡出子の2分の1であると規定されていましたが、最高裁が、平成25

年9月4日、同規定は法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するものであるとの決定を下し、それを受けて、国会で平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました(同月11日公布・施行)。

例① 夫Aの遺産3,000万円を妻Bと2人の嫡出子C・Dが相続。

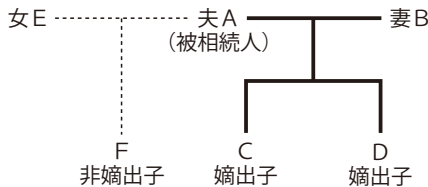


妻B $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1,500\text{万円}$

子C $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 750\text{万円}$

子D $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 750\text{万円}$

例② 夫Aの遺産3,000万円を妻B、2人の嫡出子C・D、及び妻以外の女性Eとの間にできた非嫡出子F(認知済み)が相続。



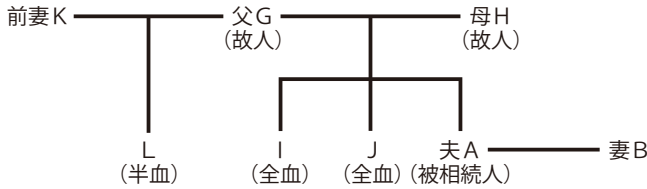
妻B $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1,500\text{万円}$

嫡出子C $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500\text{万円}$

嫡出子D $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500\text{万円}$

非嫡出子F $3,000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 500\text{万円}$

例⑤ 夫Aの遺産3,000万円を妻Bと、Aの全血兄弟I・J、及びAの父が前妻Kとの間にもうけた半血兄弟Lが相続。



妻B $3,000万円 \times \frac{3}{4} = 2,250万円$

全血兄弟I $3,000万円 \times \frac{1}{4} \times \frac{2}{5} = 300万円$

全血兄弟J $3,000万円 \times \frac{1}{4} \times \frac{2}{5} = 300万円$

半血兄弟L $3,000万円 \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{5} = 150万円$

*半血兄弟の相続分は全血兄弟の2分の1ですから、半血兄弟と全血兄弟の相続分の比は1:2です。したがって、上の例でL・I・Jの相続分比は1:2:2ですから、兄弟姉妹間における相続分はLが5分の1、IとJが各々5分の2です。

【代襲相続人の相続分】

第901条

第887条第2項又は第3項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

②前項の規定は、第889条第2項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

資料

代襲相続人の相続分

代襲相続人の相続分は被代襲者が受けるはずであった相続分と同じです（901条1項本文・2項）。たとえば亡父を代襲して祖父の財産を相続する孫の相続分は、父が生きていたならば受けていたはずの相続

分です。代襲相続人が数人いる場合は、被代襲者の相続分を頭数で均等に分けます。代襲相続人の中に嫡出子と非嫡出子がいる場合、両者の相続分は同等です。